

# 付加価値税導入に関する

## 地元企業の反応

小 森 瞭 一

は し が き

最近、京都の町角に立てられている付加価値税の導入に反対するスローガンが、「戦争準備のための付加価値税反対」から「物価をつり上げ、赤字でも税金がかかる付加価値税（売上税）新設反対」に変わってきた。一昨年の秋頃から町角でみかけた先のスローガンの意味するところには、必ずしも明らかではない。というのは、付加価値税はいうまでもなく間接課税の一種にしかすぎず、それ自体、戦争やその意味するところの再軍備に直接的に結びつかない。強いて結びつけようとするれば、付加価値税の導入により調達された財源が日米安全保障条約の十分な完遂に必要なとされる防衛費に回わされるために反対するという主旨であるかも知れない。いずれにせよ付加価値税が戦争を起こす準備のためというこのスローガンは、われわれ一般人に必ずしもよく理解しえなかったのみならず、このスローガンを提唱した人自身、あまりに政治的思惑が先走りすぎたきらいがあり、付加価値税について十分知っていたか否か疑問にさえ思われる。

その反省でもないが、最近と同じ団体の反対スローガンもやや一步前進したことがその内容からうかがえる。すなわち、付加価値税は間接税であるため原則としてその租税負担は前転し、最終的には消費者が買う財や用役の単価に転嫁することから「物価をつり上げ」る危険を指摘し、またその課税標準が従来 of 所得税のように、いわゆる、収益から費用を差し引いた利益に対する課税で

はなく、費用控除前のグロス概念である収益（売上高）を課税対象とするため、「赤字でも税金がかかる」結果となる点を警戒している。その意味で付加価値税に反対しているのであるから、この反論は付加価値税のもつ性格の一面を鋭く指摘しているといえよう。さらに、戦後一時、シャープ勧告で地方税として実現をせまられながら、ついに実現出来なかったことから、この名称ではおそらく今回も実現出来ないのではないかの政策当局の判断を思慮し、あるいは、その呼称を変えて売上税という名で導入を行なわんとした場合でも、その性格は変わらないとして反対する。

このように後者の反対スローガンは、前者よりも相当程度進んだものであり、少なくとも前者よりも付加価値税の内容について勉強の跡がうかがえる。この反対スローガンですら変化を示したことからわかるように、シャープ勧告時のそれはさておき、最近になって、わが国で付加価値税の導入が言われてから早や数年が経過している。その間、円切上げ、オイルショックに伴うインフレ、長期不況による財源難等、激しい経済変動の中で予算時期が近づくと、毎年新財源として大きな期待や、財源難で悩める政策当局の苦渋を救う救世主のごとく、その導入、新設が唱えられてから久しいが、いまだに実現しないのがこの付加価値税である。

理論的学問的にすぐれた税制であることが立証されたとしても、現実に1つの新しい税制が定着するには、種々の困難が解決され、政治的行政的妥協と国民の合意がいかに必要であることを示唆する貴重な実例であるといえよう。

ECの統一税制として、また1970年代の税制として、付加価値税がその制度的理論的な長所を十分認識されながら、実際になかなか実現されないのは、経済が高度成長経済から低成長経済へと移行する過渡期であると同時に、租税体系の側面からみれば、わが国が第2次大戦後、もっぱら所得税を支柱とした直接税中心の租税体系から、間接税中心とまでは行かなくても、今までのように間接税のウェイトを全税収の1/3程度と考えれば良かった時代に、別れを告げなければならない段階に直面しており、その一例が、この付加価値税の導入経過

に象徴的に見られるのである。

## I 付加価値税論議の経緯

わが国の近年の付加価値税導入論議は、昭和45年5月に閣議で決定された「新経済社会発展計画」の中で、高福祉、高負担という考えの下で現行税制が全面的に検討されたことに端を発する。

当時すでに、毎年の予算編成においていつも表面化してくる、国民各層からの福祉の政策を求める声が強まってきた結果、これらの財政需要を満たす財源をどこから捻出するかが、大きな問題となっていた。円切上げ後、とくにこの傾向は強まり、「高価な政府」を目ざす新しい財源が求められていた。

そこで昭和45年夏、当時自民党政調会長であった水田元蔵相が中心となり、ヨーロッパ視察を終え、「付加価値税は現段階で最も進んだ税金」という結論を得た。それから1年半、水田政調会長は蔵相となって1970年代の税制とされる付加価値税の具体化に努めた。この間、大蔵省は西独、フランスに係官を派遣し、両国の付加価値税制、徴税の実態、資金配分への影響などを調査してきた。

付加価値税の導入について最も具体的かつ啓蒙的に解説しているのは、昭和46年6月18日付で公表された政府の税制調査会基本問題小委員会の審議報告を受けて提出された長期税制答申であろう<sup>1)</sup>。そこでは、

- ①近年負担感の重い直接税の比重が高まり、間接税の地位が急速に低下している。すなわち、わが国における直接税と間接税との割合（いわゆる直間比率）が2対1で、戦前のわが国やヨーロッパ諸国に比して直接税のウエイトが高いため、納税者の負担感が増大している。このため、個人の所得税はインフレ部分に対する要求が強くなり、他方、企業に対する法人税は景気動向の如何により変動が激しいため、財源としては安定性を欠ききらいがあるため、間接税の課税水準の維持または拡充を示唆している。

1) 税制調査会（会長：東畑清一氏）基本問題小委員会報告書 第一部第一「税負担とその配分について」（二）「税体系のあり方」。

②現行間接税の中心となっている個別消費税（物品税、酒税、揮発油税等）は、消費の高度化多様化に対応していない。すなわち、課税対象品目の消費が経済の成長率ほどには伸びないことや、税率が従量税率となっていることなど不合理な点があるほか、新商品に課税するにはいちいち法改正が必要となり、技術の進歩に追いついて行けない法技術上の欠点もある。こうした現行物品税の不備を是正する点からも、一般消費税としての付加価値税が推奨された。

③付加価値税以外の一般消費税（累積税、単段階税）は短所が多い。すなわち、一般消費税には大きく分類すると、累積税ともいわれる多段階売上税と単段階売上税とがある。前者は、戦後わが国で一時採用された取引高税もこれに該当するもので、すべての取引について売上金額に税率をかけて税額を算出し販売者が納税する仕組みで、制度の理解しやすさに長所があるものの、原料から最終製品が販売される各段階で課税されるため前段階の課税分に対してさらに課税されるという複利的重課が行なわれるのみならず、一企業が原料から最終製品まで作る場合と、各工程をいくつもの企業の手を経て作られる場合とでは、同じ製品でも税額が変わるため、企業の垂直的結合を招く結果を生ずる。これに対して後者は、製造、卸売、小売のいずれかの段階についてその売上の一定割合を税金として納付するもので、税制のわかりやすさや納税者数が限定される利点はあるが、実際の経済活動では、生産、卸売、小売の各段階を明白に区分することに困難があるという難点がある。その結果、生産および流通の各段階で付加された価値に対して課税し、G. A. T. T. の規約にもとづく国境税調整により租税の中立性が保たれる付加価値税は「最もすぐれている」と考えられた。

このような税制調査会の答申にそって、水田元蔵相は、昭和47年度予算編成に際して、付加価値税の「1,2年内実施」の検討を指示した<sup>2)</sup>、すなわち、昭

2) 日本経済新聞、昭和47年1月22日付。

和47年度予算案は、大量の建設国債発行と所得税の一般減税、法人税減税を見送りなんとかしのいだものの、昭和48年度予算編成の場合、かりに政府の景気浮揚策が成功しても、税収は前年度の影響や経済成長率の鈍化からこれまで通りの大幅な自然増収が期待できない。他方、歳出面では福祉向上と社会資本充実への要望が高まり、前年度実績から引続き膨張圧力が強いいため、現行税制の下では、負担感の強い所得税、法人税の比重を相対的にさらに高めるか、赤字国債の発行に踏み切るか、のいずれかしかないと考えられた。

当時、水田元蔵相としては、現在国会で難行している財政法改正、新立法に結びつく赤字公債発行はあくまで回避したい考えで、しかも、昭和48年度は昭和47年度と同様、所得税の一般減税を見送ることは實際上無理と予測し、昭和48年度以降は「高福祉・高負担」を原則としても、税の中で負担感の軽い間接税の比重を漸次高める以外にはないと判断から、付加価値税の部分的実施を検討したものである。

当時、全消費額の5%に課税しても年間税収は2兆円に達し、根本的財源対策となると予測された。

大蔵省としては、昭和48年から付加価値税を全面的に導入することは当時の状況から避け、当面は課税段階を製造、卸売段階など一部に限るか、または、課税対象を特定の財やサービスに限定し、段階的に全面導入に近づけるという考えが強いといわれていた。その後、オイルショックによるインフレ、買占め、売り惜しみによる企業利益の異常な増大で規模に比例した基準以上の利益をあげた企業には、臨時に特別課税を課して不当利得の防止を立法化しなければならぬほど、法人税の方は大幅な好転をした。このような異常な企業的大幅増収増益を背景として、福祉国家実現のため、予算編成上歳出面の著しい増加があったにもかかわらず、歳入の調達面にそれほど深刻さがなかったため、付加価値税の導入も一時遠のいた感じであった。

しかし、昭和49年から昭和50年に入って、不況の深刻さと長期化は反動的に企業利益の減少を招き、赤字計上会社が上場会社の20%以上とまで言われ、減

配、無配転落会社が相いついたため、法人税の減収は言うまでもなく、事業税や住民税の減収で地方自治体の財政的危機がさげられる段階にまでなった。

このような段階に至って、また付加価値税が浮びあがって来たといえる。すなわち、昭和50年に入って法人税、所得税の税収が、予算で見込まれていた額を下回ることが確実となり、成立したばかりの昭和50年度予算も、予定している歳入が確保出来るかどうか微妙な情勢になったため、支出項目を洗い直すなど歳出面の切り詰め策を急いでいるが、社会保障費など福祉関係財源として、早ければ昭和52年度からの実現を目指していると当時いわれていた<sup>3)</sup>。

今回の財政危機は、戦後初の国債発行で切り抜けた昭和40年の不況のような景気循環による一時的なものでなく、経済が安定成長に入ったことによる構造的な危機だとして、今後はこれまで高度経済成長による所得増加の結果として生じた税の「自然増収」は、ほとんど期待出来ないのみならず、福祉関係費を中心とした歳出は増加する一方のため、事務経費の節約等による歳出削減では追いつかず、税制の抜本的見直しが必要とされた。このため、昭和52年度税制改正を討議する来年の税制調査会(小倉武一会長)に、付加価値税導入に関する本格的な審議を依頼することを政府は明らかにしている。

付加価値税導入に際しては、大蔵省は、世論の動向を見極めながら慎重に創設準備を進める方針のようである<sup>4)</sup>、たとえば、

- ①現在の物品税を整理するとともに、一部ぜいたく品には特別高率を課し、その反面、一般消費税が普及していなかったわが国の実情を考え、付加価値税の税率を出来るだけ低く押える。
- ②一定規模以下の売上しかない中小企業に対しては、納税義務者からはまずなど減免措置を配慮する。
- ③農産物など生活必需品は、免税にしたり軽減税率を適用させる。
- ④付加価値税による税収を福祉財源にあてるとともに、税の名称を「福祉税」

3) 日本経済新聞，昭和50年4月9日付。

4) 毎日新聞，昭和50年11月2日付。

や「消費税」などの名称に変え、受け入れやすいようにする、等。

このような導入にとまなう経緯は、先にのべた反対団体のスローガンの変化にその反応がみられよう。

以上は、主として政府をはじめとする政策当局の、付加価値税導入をめぐるわが国の現在までの対応と経過である。

財政危機に直面しているとはいえ、インフレ再燃を警戒して景気刺激にやや後手に回ったと批判されている政府にとって、付加価値税のもつ最終消費者への価格転嫁という性格は、今一步その積極的導入にちゅうちょを感じさせ、その危険をも検討させるべきはずであるが、財政危機のみが大きく映り、導入の結果生ずる価格上昇、とくに、わが国経済の内在的性へきである便乗値上げ等によるインフレ再燃について、どの程度政策当局が予測しているかは明らかでない。先にみた政府当局の見解からも、その点が明らかにされていないことの一まつの不安を禁じえない。

付加価値税が導入された場合、担税者である消費者にとっては、つねに「旧税は良税であり、新税は悪税」という格言からも、その新設に対しては保守的見解が支配的であるという一般的傾向が十分予測されるのみならず、これまでのインフレの痛手をいやす間もない一般消費者が、さらに価格上昇効果をもつ付加価値税の導入に反対する気持ちは、察するまでもないことである。

しかし、付加価値税の納税者ではあるが、担税者ではない企業が、その導入に対してとる態度は微妙である。次に、わが国における企業の付加価値税導入に対する反応についてみることにしよう。

## Ⅱ 付加価値税導入に対する地元企業の反応

昭和46年6月に政府の税制調査会の答申で付加価値税が紹介されると、翌7月には、早くも日本商工会議所は、「一般消費としての付加価値税に関するアンケート」を所属企業に配付した。（付録参照）このアンケートでは、次の事項に

ついて質問している。

- (1)一般消費税としての付加価値税に対する企業の認識
- (2)一般消費税としての付加価値税導入の是非等
- (3)一般消費税としての付加価値税が導入された場合の企業段階における問題点

これらの質問は、さらに詳細に各事項にわたり調査されているが、京都商工会議所に所属する企業のアンケート結果の概況を要約すると、次のように言えよう。

付加価値税の性格や仕組みについては大体知っているとは言えるものの、まだ検討しておらず、大半は採用すべきでないか、採用するには一定の条件が満たされねばならないと考えている。その一定の条件とは、納税事務の簡素化や現行の直接税の減税、中小企業の減免、生活必需品の軽減税率または非課税措置等をあげている。また、導入後の企業段階の問題としては、転嫁の可能性が十分でなかったり、納税事務費の増加、税の価格転嫁による売上減少が相当大きいと予測し、値上げを誘発し、売上高の約20%までの付加価値税の立替えのための資金が必要となり、その調達に困難を生じると予想している。この京都商工会議所に所属する企業のアンケート結果は、参考のため詳細な事項についてその割合を付録の各事項毎に示しておく。

さらに同年8月には、同じく商工会議所が「税制改正に関するアンケート調査」を行なった。その内容は、税負担、税体系、付加価値税の導入について質問したものであるが、付加価値税の導入については、①導入に反対、②国民によく宣伝しその上で可否を決定、③導入を前提に前向きに準備を進めるべきの事項に分れて行われた。地域的差異をみるため、その結果を大阪と京都についてみてみよう。大阪商工会議所の結果は、「まず内容を国民によく宣伝し、そののちで導入の可否を考えるべきだ。」とする回答が全体の60.3%を占め、最も多い。次いで「導入には反対である」との回答が26.2%、「前向きに準備を進めるべきだ」との回答が13.5%となっている<sup>1)</sup>。



これに対して、京都商工会議所では、「まず内容を国民によく宣伝し、そのちに導入の可否を考えるべきだ」とする意見が最も多いのは大阪と同じで49%であるが、「導入反対」の意見は、7月のアンケート調査のときより減少したとは言え、大阪よりもはるかに多く35%に達している<sup>2)</sup>。とくに室町や西陣では、理事会で付加価値税反対を決議し、京都織物卸商業組合は、大蔵大臣、税制調査会長へその反対決議を送るなど、全国に先がけて導入反対の先ぼうをなしている。これら京都の西陣等の高級絹織物業者にとっては、戦後、奢侈税として高級織物に対して取引税が課されたという歴史的に苦い経験から、第一に反対声明をあげたものと思われる。その反対する理由も、西陣では「西陣織は多品種、少量生産が特徴で、生産量をふやしてコストダウンをはかることむずかしい。しかも生産過程が紋意匠、染色、図案などと複雑に分業されているため、製品になるまでにそれぞれの分野で課税されると、コスト高でさらに高価なものなり、需要が減って、零細企業が多い伝統産業を一層経営難に追いやる」とし、室町は「中小企業は、大資本と競合しないところでオリジナルな商品をつくり出して成り立っている。付加価値税は、そのオリジナル商品を生む頭脳と、伝統が築きあげた技術に課税することにほかならない。中小企業育成の政府の方針に逆行する」といっている<sup>3)</sup>。

しかしこの理由そのものは、それぞれ零細企業による分業化された伝統産業の経営難や意匠やデザインを生命とする繊維業の特殊性をのべているにすぎず、付加価値税がとくに両業種のみ不利な影響を与える理由にはならず、先にのべた「戦争準備のための付加価値税反対」と同種の反対理由のようにしか感ぜられないのはどうしたものであろうか。しかしこれほどまで急先ぼうな反対で

1) 『経済株主新報』第700号（昭和46年8月16日）。

2) 京都商工会議所『金融税制委員会検討資料』（昭和46年7月）「税制改正に関するアンケート調査」集計結果。

3) 日本経済新聞、昭和46年7月20日。

このほか全国的規模の付加価値税の導入に反対する声として次のようなものがある。

―― 全国商工団体連合会「長期税制答申に付加価値税を盛りこまなでいただくための要請」。

日本中小企業政治連盟「総決起大会決議」（日刊工業新聞、昭和46年7月14日）。

日本卸売商団体連合会「付加価値税導入についての要望」（昭和46年7月5日）。

はなくても、当時の経済界の多くの見解は、税制改正のアンケート調査結果からわかるように、付加価値税の導入についてはまずその内容について知った上で判断するという白紙の状態が大半であり、全体の1/4から1/3位が導入反対の立場であったといえよう。そして、導入に積極的に賛成したのはわずか10%程度の企業にしかすぎなかった。40%を占める条件つき賛成論の理由は、①納税事務の簡素化、②法人税所得税の減税③中小企業への配慮④現行税制の合理化⑤付加価値税負担の逆進性に対する調整措置等が指摘されているが、割合において決定的なものはない。半数に近い導入反対論は今後のとるべき税制として①財政支出の合理化、公債発行、優遇措置の廃止による財源確保②目的税奢侈品課税の強化等を挙げている。

ところが昭和50年に入ると、経団連は付加価値税導入に積極的になってきている。すなわち、経済団体連合会は昭和51年度以降の税制改正に備え、「安定成長下での税制のあり方」について検討する際、付加価値税の導入を最重点課題とした。その理由として、

①企業の税負担率はすでに先進国の中で最高水準に達しており、その税負担能力は限界に来ている。

②個人所得税は社会的要請から今後もある程度の減税を続けていかざるを得ないため、直接税にこれ以上の税収を求めることは困難と考え、低成長のもとで安定的な財源を確保するためには他に有力な方法がないという見方が経済界にも強まってきた。このため今後予想される低成長経済下で、福祉国家実現のための安定的財源確保の手段としては、直接税に比して景気動向に左右される割合が少ない間接税の課税を強める以外には方法がないとの判断に立ったと言われている。

その結果として、大蔵省などの準備作業に積極的な協力態勢をとることにしている。このような財界の付加価値税に対する反応の著しい変化は、付加価値税の特質の正しい理解が広まり、付加価値税が最終的に企業の負担にならないことに対する一般企業の理解がえられつつあることが類推せられる。すなわち、

付加価値税は赤字会社にも課税され、黒字会社は法人税のほかにあらたなる課税となるところから、結局企業の税負担が重くなるのではないかとの疑問に対して、「製品価格に税を上乗せしたものを実際の販売金額にするわけだから、企業の税負担はふえるわけではない。」<sup>4)</sup>と説明していることからもうかがえる。多くの企業の導入反対の意見がこれだけですべて解決したとは言えない。むしろ企業が導入に反対した時の理由は、数少ないわが国の付加価値税に対する反応の実態を示すものとして貴重であるので、項を変えてそれを見ることにする。

いずれにせよ、先にのべた導入反対のスローガンが変わったように、財界の付加価値税導入に対する態度もこの間著しい変化が見られたのである。あるいは他の見方として、当初中小企業を中心とする導入反対の声が大きかったが、付加価値税の内容が理解され、かつ、財源不足の現状打開のため低成長時代に法人税が増強されそうな事態に窮した大企業の声がしだいに大きくなってきたとも言えよう。

### Ⅲ 付加価値税導入に際しての問題点

直間比率の是正や高福祉高負担に代表せられる福祉予算のため、財源調達、国境税調整による国際競争の強化目的、地方財政悪化による地方自主財源強化の必要性、低成長経済下での財源の多角化・重税の回避等々の理由から付加価値税が注目されてから早や数年を経ているが、現在付加価値税が実際にわが国に導入されるか否かは明らかでない。しかし、たとえEC型の付加価値税が一般消費税の中で最もすぐれているとしても、それがそのままわが国の実情に適するともいえないし、むしろ導入される側としてのわが国の社会経済の特殊性の認識と導入時期・方法の妥当性が、その実現化の必要な要因となるであろう。

そこで、付加価値税がわが国に導入されるに際して生ずるであろう問題点のうち主要な項目を整理すれば次のようにまとめられよう。

4) 日本経済新聞、昭和50年4月5日。

### (1) 価格への転嫁による物価上昇作用

物価上昇効果は、付加価値税のもつ一般消費税としての本質的機能から当然予期されるのであるが、付加価値税が追加的な税として導入されるか、あるいは他の税に代わる税として導入されるかによりその効果は変わる。オイル・ショック以来高水準のインフレに悩まされ、その鎮圧に勢一杯の現状において付加価値税によるインフレの再燃や生計費騰貴による賃上げ要求激化は、一般世論の多くが心情的に支持する導入反対理由である。この問題に対する解決法は、付加価値税の導入の時期の選定、特定品目の免税・非課税化、便乗値上げの阻止等が上げられよう。EC型の付加価値税の場合、免税・非課税は、相殺すべき前段階税額控除が受けられないため、かえって不利になる。その点を十分察知させねばならない。

### (2) 一般消費税という性質から負担の逆進性

(1)の価格への転嫁を前提としており、転嫁された価格でもって消費者が購入する場合、それぞれの所得水準が異なっているため購入価格が同一であれば低所得者層にとっては相対的に高負担となるという意味で逆進性がある。この逆進性は、所得税制度に含められている累進性が十分に有効に働いておればそれほど問題はないし、また他面、社会保障給付等によりある税度補償しようと理論的には考えられる。しかし、わが国の現状では所得税制度においては、医師の優遇制度、租税特別措置法など不公平税制の批判が多く、かつ、資産所得の較差が所得の不平等を一層助成していることから、これらによる付加価値税の逆進性は補償されるとは考えられない。このことから逆進性を償う方法として、日常生活品目に対する社会政策的配慮からの非課税・軽減税率適用等が考えられるが、低所得者層に対する新税導入による社会保障給付が最も直接的効果を生ずるのであると考えられる。

(3)付加価値税は、生産、流通の各段階で申告、納税を行なうため納税者数が飛躍的に増大し、税務機構もそれに対処するため膨張する結果、いわゆる徴税コストが増加する。徴税側としては、従来とは異なる調査や徴収事務が著しく

増加すると同時に、納税者側にも新しい帳簿様式や記帳、仕切書、請求書等のフォームの変更やその作成保管事務が加わることになる。前段階税額控除方式により税額を算出するためには、帳簿作成は必ず複式簿記による発生主義会計に準拠して作成するのみならず、仕切書、請求書等の証憑書類はその前段階税額控除の妥当性を判定しうる唯一のバックデータとして、これまで以上に整備しておかなければならない。このような証憑書類の完備や秩序整然たる帳簿の作成は、従来からそのような帳簿組織をもっていない零細個人企業等にとっては負担となるのみならず、もしそれを怠れば、税額控除が認められないために一層の負担が課せられる結果となる。税額控除を十分に受けるには仕入や売上の計上もれは許されず、したがって法人税等他の申告書数値の妥当性の反面資料を提供するという税務行政上からは長所と考えられる特質も、これらの企業にとっては不利な側面と受けとられ、あるいは間接税の増加を招いたり、事務能力上受容れがたいと反発を招くかも知れない。このため零細企業に対しては記帳事務の簡便化、概算納税、申告納税の一括等の簡略化も考えねばならない。

さらに企業間の信用取引のウエイトが大きく決済期間の比較的長いわが国の商慣習では、このような税務計算は企業会計の計算事務を一層繁雑にする。零細企業や伝統産業の場合、多くの下請業者にみられるように力関係から、課税分だけ値引きを要求されたり、あるいは事務費の分担を求められることもある。とくに、コンピューターシステムを導入している場合には、プログラムの変更、計算段階の増加による機械使用時間の延長、アウトプット様式の変更など、それだけでも国民経済的にみれば相当の負担増加となろう。このような事務手数の増加は、従来の税とは違う新しい体系の税制を導入する場合には、多かれ少なかれ避けられないものもあるが、二重構造といわれ、しかも圧倒的に企業の絶対数では中小・零細企業の多いわが国の場合、取引毎に仕切書や請求書を授受することのないの言うまでもなく、帳簿すらつけていない小企業に対する特別措置が考えられなければならない。しかし、取引金額は大きい利幅が大きいものと、取引額は小さい利幅が大きい同じ小規模企業をいかに区別し、

特別措置を適用するか等、実際に零細企業といわれるものの判別は、実施上の問題として残される。  
(昭和50年11月脱稿)

〔付録〕

一般消費税としての付加価値税に関するアンケート

I 一般消費税としての付加価値税に対する企業の認識

1. 直接税・間接税の比率是正、今後の財政需要の増大に対応する財源確保等の手段として、最終的には消費者に負担をもとめる一般消費税としての付加価値税をわが国においても採用すべきだとの議論があります。貴社ではこの付加価値税についてその性格、具体的仕組み等についてどの程度ご存知ですか。 ( )は%の数字である

- イ かなり知っているつもりである。 (12)
- ロ 大体のことは知っている。 (79)
- ハ 良くわからない。 (9)

2. 1とは別に貴社では現在付加価値税について社内的に検討、研究がなされていますか。

- イ すでに検討を行なっている。 (9)
- ロ まだ行っていないが近い将来検討を開始する予定である。 (51)
- ハ 現在のところこの問題を検討する予定はない。 (40)
- ニ その他

II 一般消費税としての付加価値税導入の是非等

3. 貴社では設問1のような目的のもとに一般消費税としての付加価値税をわが国において採用すべきか否かについてどのように考えますか。

- イ 採用する方向で検討すべきである。 (9)
- ロ 一定の条件が満たされるなら採用しても良い。 (40)
- ハ 採用すべきでない。 (49)
- ニ 良くわからない。 (2)

4. 3で「採用する方向で検討すべきである」と答えられたのは次にあげるいずれの理由からですか。

イ 現在の税制をそのままにしておく、ますます直接税に片寄った税体系になり、税の負担感が一層強まる。 (37.5)

ロ 個人の担税力を測る基準を単に所得だけに求めず、消費の形で現われる担税力にも着目するのがより公正な課税を実現することになる。 (12.5)

ハ 社会資本の拡充、社会保障の充実等のために今後増大する財政需要を賄うには、現在の税体系のもとでは財源が不足すると思われるので、新税の創設はやむを得ない。(3)

ニ 輸出促進税制としてガット規約に触れず、外国から文句を言われることはない。

(0)

ホ 税負担の公平化がはかられるから。(所得捕捉や申告の信頼度の如何により左右されない。また消費の多様化、高級化、平準化が進んだり、技術革新で新規製品の登場等により、個別消費税では負担の公平は期待し難くなっている。)(12.5)

ヘ 消費を通じて税を負担することになるので、基礎的生活必需物資は別として、税を負担するか否かについて選択の余地が与えられるから。(12.5)

ト 消費抑制ひいては貯蓄増強に物価抑制の効果が期待出来るから。(0)

チ その他 (0)

5.3で「一定の条件が満たされるなら採用してもよい」と答えられた場合、その条件とは次にあげるもののうちいずれですか。

イ 付加価値税の採用と見合いに所得税、法人税等でかなりの減税が行なわれるなら。(19.6)

ロ 付加価値税の導入とあわせて、現在の複雑な税制に合理化、簡素化がはかられるなら。(11.6)

ハ 弱い立場にある中小企業などでは販売価格への転嫁が不可能な場合が考えられるのでその点への配慮が加えられるなら。(17.6)

ニ 生活必需物資等に対しては税の減免を行なうなら。(18.0)

ホ 付加価値税の負担の逆進性に対して何らかの調整措置が設けられるなら。(9.6)

ヘ 納税のための手間や資金手当を最小限度に止められるような措置が講ぜられるなら。(23.6)

ト その他

6.3で「採用すべきでない」と答えられた場合、今後の財政需要の増大に対処してゆ�ためには次にあげるもののうちいずれの方途を採るべきと考えますか。

イ 現行税制に手を加えることなく、その自然増収をもって財政需要の増大に対処すべきであり、その結果直接税のウエイトが現在以上に高まるのはやむを得ない。(13.7)

ロ 目的税の新設または奢侈品課税の強化等によって必要財源を確保すべきだ(20.9)

ハ 財政支出の合理化、公債の発行、税制上の優遇措置の廃止等により、財源の確保をはかるべきである。(54.7)

ニ その他 (10.7)

### Ⅲ 一般消費税としての付加価値税が導入された場合の企業段階における問題点

(以下の設問事項についてわが国において付加価値税が採用された場合を仮定してお答え下さい)

7. 消費税としての付加価値税は企業がその取引段階で税を買手に転嫁していき最終的には消費者に税負担をもとめることを建前としますが、貴社ではこのような税の転嫁が可能と考えますか。(税率は10%程度と仮定いたします。)

イ 転嫁はほぼ可能と考える。 (14)

ロ 商品の需給関係、取引者間の力関係等によって必ずしも全面転嫁が出来ず、場合によっては企業が税の一部又は全部を負担せざるを得ないと思う。 (49)

ハ 税の転嫁が不可能な場合が多いと考える (16)

ニ 良くわからない。 (21)

8. 付加価値税が採用された場合、貴社の納税にかかわる事務量は現在にくらべて相当増えるものと予想されますが、この点についてはどのような見通しをお持ちですか。

イ 現在の税務ならびに関係事務担当者数でもこれに対処出来ると思う。 (16)

ロ 増員ないしは機構改革が必要となると思う。 (63)

ハ 良くわからない。 (21)

9. 付加価値税が採用された場合、最終価格に税金分が上乘せされますが、それによる貴社商品の売上高面への影響をどのように考えますか。影響があるとした場合、それは一時的かそれとも相当期間続くと考えますか。(税率は10%程度と仮定いたします。)

イ 売上面へ相当大きな影響を及ぼすものと思う。(一時的、相当期間) (49)

ロ 売上面への影響は考えられるが、それほど大きくはないと思う。(一時的、相当期間) (23)

ハ 売上面への影響はほとんどないと思う。 (7)

ニ 予測がつかない。 (19)

10. 付加価値税が採用された場合、通常は小売価格プラス税金分が消費者の実際の購入価格となりますが、同時にそれが賃金引き上げの誘因となるという懸念が指摘されています。この点についてどのように考えられますか。(税率は10%程度と仮定します。)

イ 賃上げ誘因になると思う。 (72)

ロ 賃上げ誘因にはならないと思う。 (16)

ハ 良くわからない。 (12)

11. たとえば、フランスのように毎月その月間内の取引に対する付加価値税を翌月25日に申告納税することに定められた場合、売掛期間と買掛期間のギャップによって、一



時的に税金が立替え払いとなることが予想されます。貴社の場合は、これについてどのような見通しをお持ちですか。（税率は10%程度と仮定します。）

- イ 立替え払いが予想される。 (84)
- ロ 立替え払いは予想されない。 (0)
- ハ 予想がつかない。 (10)

12. 11で「立替え払いが予想される」と答えられた場合、現在の販売実績から判断して立替え払いに要する資金の量は月商と対比してどの程度の割合となりますか。（税率は10%程度と仮定します。）

- イ 1～10% (23)
- ロ 11～20% (23)
- ハ 21～40% (9)
- ニ 41～60% (0)
- ホ 60%以上 (9)
- へ わからない。 (0)

13. 11で「立替え払いが予想される」と答えられた場合、その立替え払いに要する資金の調達にはどのような見通しをお持ちですか。

- イ 立替え払いに要する調達には困難を伴うだろう。 (60)
- ロ 立替え払いに要する資金の調達はそれほど困難は伴わないだろう。 (23)
- ハ 良くわからない。 (17)